



# 憲法25条に基づいた



## 物価上昇をカバーできない報酬改定 訪問介護はマイナス

### 介護報酬改定(率)の推移

改定年	改定率
2003年度	▲2.3%
2006年度	▲2.4%
2009年度	+3.0%
2012年度	+1.2%
2015年度	▲2.27%
2016年度	+0.54%
2021年度	+0.70%
2024年度	+1.59%

2012年度: 実質▲0.8%  
⇒処遇改善交付金(経費換算2%)を介護報酬に織入

2015年度: 処遇改善等で+2.21%、基本報酬で▲4.48%

2016年度: 通所介護等で▲0.5%の適正化

2021年度: 適正化率+0.67%  
⇒+0.05%はコロナ対策(所得的評価)(21年9月まで終了)

2024年度: 訪問介護基本報酬=▲2~3%



国が求めている地域包括ケアシステム実現のための在宅生活支援は、訪問介護がなくては成り立たない。訪問介護報酬引き下げとは現実をわかっていない。

香川県・名古屋市 デイサービス生活相談員

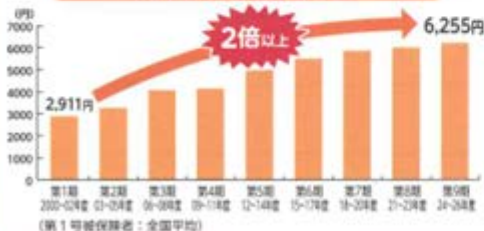
人手不足で訪問介護報酬も引き下げられ、ヘルパーや職員も退職して、新規サービスを受けたくてもできません。



福岡県・春日市 訪問介護職員

## 増え続ける保険料負担

### 介護保険料の推移



# ケアが大切にされる社会の実現を

やりがいがあり、介護の仕事が好きなのに、賃金が低いので離職する人や就職しない人が多い。

本当に残念です。賃金を上げてほしい。

東京都・立川市 訪問介護職員



働き続けることに希望をもてる処遇改善をしてほしい。  
賃金UP! 休憩をちゃんと取りたい。休暇を保障して!!

京都府・京都市 介護支援員

## 低すぎる介護労働者の賃金

### 全産業平均との給与額の差



厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」一般労働者の毎月決まって支給される現金給与額(時間外手当、深夜・休日・交替手当などを含む、税・社会保障料控除前)

介護保険料は上がり続け、利用料などの重い費用負担のために必要なサービスを利用できない実態が広がっています。介護現場の人手不足も深刻です。2024年度の介護報酬改定はプラス改定となりましたが、他産業より低い介護従事者の賃金引上げ、介護事業所の経営困難をカバーすることもできません。さらに、訪問介護の報酬が引き下げられ、小規模の訪問介護事業所が廃業に追い込まれています。

介護する人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度を実現させるために署名へのご協力をお願いします。

署名にご協力ください

## 介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める請願署名 介護する人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度へ

介護保険制度は施行24年が経過しました。しかし、利用料、食費・居住費などの重い費用負担のために必要なサービスを利用できない実態が広がり続けており、家族の介護を理由とする介護離職も高止まりのままです。2024年度の介護報酬改定はプラス改定となりましたが、介護職員と全産業平均との月額約7万円の賃金格差を埋めるには程遠い内容であり、介護事業所の経営に困難をもたらしている物価上昇分をカバーすることもできない不十分な改定です。さらに、訪問介護の報酬が引き下げられたことで、地域で最も身近な小規模の訪問介護事業所が廃業に追い込まれる事態が生じており、各地で不安と怒りの声が噴出し続けています。介護現場の人手不足は本当に深刻です。ヘルパーの有効求人倍率が15倍を超えるなど、このままでは介護の担い手がいなくなり、介護保険制度そのものが崩壊しかねません。

こうした中、政府は、私たちの反対の声で先送りにさせた利用料2割負担の対象拡大、ケアプラン有料化、要介護1、2のサービスの保険給付外しなど、さらなる改悪に向けた審議を2025年から再開しようとしています。

権利としての介護保障を実現するためには、社会保障費を増やし、介護保険の国庫負担を引き上げ、制度の抜本改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要です。介護保険の立て直しは待ったなしの課題です。制度の改悪を即刻中止し、憲法25条に基づいたケアが大切にされる社会の実現に向けて、以下請願します。

### 【請願項目】

1. 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、費用負担の軽減、サービスの拡充など介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること
2. 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること
3. 利用料2割負担の対象者の拡大、ケアプランの有料化、要介護1、2の保険給付はずし（総合事業への移行）など、介護保険の利用に重大な困難をもたらす新たな制度見直しを検討しないこと
4. 全額国庫負担により、すべての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと

（※氏名・住所は、名字など同じ場合でも略式「\*」ではなく、フルネームでお書き下さい）

氏 名	住 所
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

（取扱団体）

中央社会保障推進協議会（社保協）  
全日本民主医療機関連合会（民医連）  
全国労働組合総連合（全労連）

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階  
(TEL) 03-5842-5611 (FAX) 03-5842-5620

※この署名は、国会、関係省庁に提出する以外に使用しません